

長門市船舶安全対策協議会会則

(名称)

第1条 この協議会は、長門市船舶安全対策協議会（以下「対策協議会」という。）と呼称する。

(目的)

第2条 対策協議会は、長門市沿岸海域における台風、津波及びその他の異常気象等（以下「台風等」という。）による船舶等の安全対策について必要な事項を協議し、その実施を推進する。

(業務)

第3条 対策協議会は前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 台風等に対する安全対策の策定に関すること。
- (2) 台風等に対する海難防止思想の普及に関すること。
- (3) その他対策協議会の目的を達するために必要な事項。

(組織)

第4条 対策協議会は、別紙に掲げる長門市の関係行政機関並びに海事及び漁業関係の企業又は団体をもって構成する。

2 必要に応じ対策協議会に顧問をおくことができるものとする。

(会長等)

第5条 対策協議会に会長1名、委員3名を置き、会員が互選した者をもって充てる。

- 2 会長は、議事、その他会務を総括する。
- 3 委員は、会長を補佐する。
- 4 会長、委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(対策協議会)

第6条 対策協議会は、原則として年1回開催するほか、会長が必要と認めた場合に開催する。

2 会長は、必要と認める場合、対策協議会に会員以外の学識経験者等を招へいすることができるものとする。

(安全対策)

第7条 対策協議会で策定した安全対策は、別途「長門市船舶安全対策実施要領」として定める。

(会則等の改正)

第8条 会則等の改正は、全会員の過半数の賛成をもって決定する。

なお、出席できない会員にあっては、表決権を会長等に委任することができる。書面会議の議決についても、全会員から意見等を聴取のうえ、前記事項を準用する。

(事務局)

第9条 対策協議会の事務局は、仙崎海上保安部交通課におく。

(その他)

第10条 この会則に定めるもののほか、対策協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則

- 1 この会則は、平成22年6月24日から施行する。
- 2 長門市地区台風等対策協議会会則（平成19年4月1日）は廃止する。
- 3 平成28年6月24日に一部改正する。
平成30年6月29日に一部改正する。
令和元年6月28日に一部改正する。
令和4年7月1日に一部改正する。

長門市船舶安全対策実施要領

本要領は、長門市船舶安全対策協議会会則第7条の規定に基づき、長門市における台風、発達した低気圧及び津波（以下「台風等」という。）等異常な気象・海象の襲来に際し、船舶等の講ずる安全対策の実施事項を具体的に定め、長門市の船舶及び各海域の船舶交通の安全確保を図ることを目的とする。

1 態勢等の措置

- (1) 台風又は発達した低気圧等異常な気象・海象に対する安全対策は、仙崎海上保安部長から発出される注意喚起、第一態勢又は第二態勢により実施する。

それぞれの態勢等の実施事項は、別表1のとおりとする。

- (2) 津波に対する安全対策は、仙崎海上保安部長から発出される第一態勢（「津波注意」態勢）、第二態勢（「津波警報」態勢）又は第二態勢（「大津波警報」態勢）により実施する。

それぞれの態勢の実施事項は、別表2のとおりとする。

- (3) 通信障害時における対応

ア 会員は、気象庁が発表する津波に関する情報を入手した場合は、仙崎海上保安部からの指導・勧告を待つことなく、「津波対処措置基準表」に応じた対策を講じるものとする。

イ 会員は、常日頃からテレビ・ラジオ・インターネット等を活用し、最新の情報収集に努めるものとする。

ウ 会員は、通信手段（無線、船舶電話、携帯電話、AIS、国際VHF「CH16」等）を確保させること。

2 態勢等の解除

- (1) 台風又は発達した低気圧に対する態勢の解除

台風又は発達した低気圧の影響圏外となり、仙崎海上保安部長が長門市に台風等による船舶及び船舶交通への影響がなくなったと判断した場合とする。

- (2) 津波に対する態勢の解除

気象庁の津波注意報、津波警報、大津波警報が解除された場合。

3 態勢等の伝達

態勢等の実施又は解除に関する伝達は、別表3の「緊急時連絡系統図」に

よって実施する。

態勢等の発令及び解除は、仙崎海上保安部長から FAX、メール、電話、海の安全情報、VHF 等で原則として別添様式 1～14 により一斉通報する。

4 本要領の施行期日

本要領は、平成 25 年 6 月 25 日から施行する。

一部改正

平成 26 年 6 月 26 日から施行する。

平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

平成 28 年 6 月 24 日から施行する。

平成 30 年 6 月 29 日から施行する。

令和元年 6 月 28 日から施行する。

令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

令和 5 年 6 月 27 日から施行する。

令和 6 年 7 月 12 日から施行する。

長門市船舶安全対策協議会 台風等対処措置基準表

区分	発出基準	船舶が執るべき措置
注意喚起	<p>下関地方気象台が「早期注意情報(警報級の可能性)」等を発表し、海象の悪化が見込まれる場合</p> <p>海象の悪化等により仙崎海上保安部長が必要と認めた場合</p>	今後の気象情報に留意し、必要に応じて係留強化等の荒天準備を行なう。
第一態勢	<p>長門市が台風の強風域に入る約3時間前</p> <p>発達した低気圧により長門市に暴風警報が発表された場合</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般船舶は、係留索の補強、又は必要に応じ、安全な海域に避難する。 2 着岸中の総トン数500トン以上の船舶は、必要に応じて、直ちに運航できるように準備する。 3 小型船等(漁船、プレジャーボート、観光船等)は、係留索の補強、陸揚げ固縛、又は必要に応じ、安全な海域に避難する。 4 工事作業現場等においては、速やかに中止できる態勢とし、風浪により流出の恐れがある物件の固縛、陸揚げ、移動その他荒天準備をし、工事作業船は必要に応じ、安全な海域へ避難する。 5 荷役作業は、速やかに中止できる態勢とし、一般船舶のとるべき措置を行う。
第二態勢	<p>長門市が台風の暴風域に入る約6時間前</p> <p>発達した低気圧により長門市に暴風警報が発表され、陸上での風速が25m/s以上に達することが予想される場合</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶は、荒天準備を完了させ嚴重な警戒態勢をとること。 2 原則として着岸中の総トン数500トン以上の船舶は、直ちに安全な海域へ避難する。 3 避難船舶については、錨泊後次の措置を執ること。 <ul style="list-style-type: none"> ・国際VHF(ch16)を常時聴取する等海上保安庁との連絡手段を確保する。 ・当直員(船橋当直、無線当直等)を配置する。 ・AIS搭載船舶はAISの常時作動を確認する。

※この基準表は、船長の判断を助けるものであり、船長は、船舶、岸壁、海域等の状態を勘案し、適宜・適切な処置をとるものとする。

※小型船:プレジャーボート、漁船等で、港内において陸揚げできる程度(造船所での陸揚げを除く)の船舶をいう。

長門市船舶安全対策協議会 津波対処措置基準表

*以下の対応は、船舶に乗船している者を対象としたものである。

警戒態勢の種類	津波警報等の種類	巨大地震の場合の発表及び数値での発表	津波来襲までの時間的余裕	船舶がとるべき措置						
				港内(漁港を含む)				港外		
				港内着岸船		小型船 (プレジャーボート、 小型漁船等)	錨泊船、浮標係留船 (大型船、中型船(漁船を含む))	航行船(小型船は錨泊船も同様)		
				大型船、中型船(漁船を含む)	大型船、中型船 (漁船を含む)			小型船(港内在船) (プレジャーボート、小型漁船等)	小型船(港外在船) (プレジャーボート、小型漁船等)	
危険物積載船舶	一般船舶 (荷役・作業船を含む)									
第一態勢 (「津波注意」態勢)	津波注意報	1m		荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	荷役・作業中止 資機材の流出防止措置のうえ 係留避泊又は港外退避	係留強化のうえ陸上避難	作業中止・港内避泊 (場合によっては港外退避)	港外退避	着岸し係留強化のうえ 陸上避難	操業・遊漁中止 着岸し係留強化のうえ陸上避難 又は港外退避
第二態勢 (「津波警報」態勢)	津波警報	高い 3m	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	陸上避難	作業中止・港内避泊	港内避泊	着岸し陸上避難又は 港内避泊	操業・遊漁中止 着岸し陸上避難又は港外退避
			有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避又は資機材の流出防止 措置のうえ係留避泊	係留強化のうえ陸上避難	作業中止・港外退避	港外退避	着岸し係留強化のうえ 陸上避難	操業・遊漁中止 着岸し係留強化のうえ陸上避難
第二態勢 (「大津波警報」態勢)	大津波警報	巨大 5m、 10m、 10m超	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	陸上避難	作業中止・港内避泊	港内避泊	着岸し陸上避難又は 港内避泊	操業・遊漁中止 着岸し陸上避難又は港外退避
			有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避	係留強化のうえ陸上避難	作業中止・港外退避	港外退避	着岸し係留強化のうえ 陸上避難	操業・遊漁中止 着岸し係留強化のうえ陸上避難
	備考			事業者側で予め対応マニュアルを作成		小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ、避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可			小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ、避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可	

※ この基準表は、船長の判断を助けるものであり、船長は船舶、岸壁、海域等の状態を勘案し、適宜・適切な処置をとるものとする。

【用語の定義】

※ 危険物積載船舶の措置については仙崎港内のみ適用

津波来襲までの時間的余裕

有 り： 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)が有る場合

無 し： 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)が無い場合

大型船： タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。

中型船： 大型船及び小型船以外の船舶をいう。

小型船： プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶(造船所での陸揚げは含まない)をいう。

陸上避難： 船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を執る。

港外退避： 港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する(港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊(港外にある小型船を除く。))。

港内避泊： 港内において漂泊又は錨泊し、錨、機関、スラスターにより津波に対抗する。

係留避泊： 係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する(陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることを考慮する。)

長門市船舶安全対策協議会 津波対処措置基準表(小型船舶用)

*以下の対応は、船舶に乗船している者を対象としたものである。

津波警報等の種類	巨大地震の場合の発表及び数値での発表	津波襲来までの時間的余裕	船舶がとるべき措置		
			港内(漁港を含む)		港外
			港内着岸船	航行船(小型船は錨泊船も同様)	
津波注意報	1m		係留強化のうえ 陸上避難	着岸し係留強化のうえ 陸上避難	操業・遊漁中止 着岸し係留強化のうえ陸上避難 又は港外退避
津波警報	高い 3m	無し	陸上避難	着岸し陸上避難 又は 港内避泊	操業・遊漁中止 着岸し陸上避難 又は港外退避
		有り	係留強化のうえ 陸上避難	着岸し係留強化のうえ 陸上避難	操業・遊漁中止 着岸し係留強化のうえ陸上避難
大津波警報	巨大 5m、 10m、 10m超	無し	陸上避難	着岸し陸上避難 又は 港内避泊	操業・遊漁中止 着岸し陸上避難 又は港外退避
		有り	係留強化のうえ 陸上避難	着岸し係留強化のうえ 陸上避難	操業・遊漁中止 着岸し係留強化のうえ陸上避難
備考			小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ、避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可	小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ、避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可	

※ この基準表は、船長の判断を助けるものであり、船長は船舶、岸壁、海域等の状態を勘案し、適宜・適切な処置をとるものとする。

【用語の定義】

津波来襲までの時間的余裕

- 有り : 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)が有る場合
- 無し : 大津波津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)が無い場合
- 小型船 : プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶(造船所での陸揚げは含まない)をいう。
- 陸上避難 : 船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を執る。
- 港外退避 : 港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する(港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊(港外にある小型船を除く。))。
- 港内避泊 : 港内において漂泊又は錨泊し、錨、機関、スラスタにより津波に対抗する。
- 係留避泊 : 係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する(陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることを考慮する。)

出典:日本海難防止協会「2013年度 大地震及び大津波来襲時の航行安全対策に関する調査研究」等

第一態勢(勸告)[対象:仙崎港]

関係各位

仙崎海上保安部長

「台風○号の接近」又は「下関气象台から暴風警報が発表されたこと」に伴い、港則法第39条第4項及び第45条の規定に基づき、仙崎港内に
ある船舶等に対し、月 日 時 分、次のとおり勸告する。

- 1 一般船舶は、係留索の補強、又は必要に応じ、安全な海域に避難する。
- 2 着岸中の総トン数500トン以上の船舶は、必要に応じて、直ちに運航できるように準備する。
- 3 小型船等(漁船、プレジャーボート、観光船等)は、係留索の補強、陸揚げ固縛、又は必要に応じ、安全な海域に避難する。
- 4 工事作業現場等においては、速やかに中止できる態勢とし、風浪により流出の恐れがある物件の固縛、陸揚げ、移動その他荒天準備をし、工事作業船は必要に応じ、安全な海域へ避難する。
- 5 荷役作業は、速やかに中止できる態勢とし、一般船舶のとりべき措置を行う。

第一態勢(指導)[対象:各漁港(仙崎港を除く。)]

関係各位

仙崎海上保安部長

「台風○号の接近」又は「下関气象台から暴風警報が発表されたこと」
に伴い、長門市各漁港(仙崎港を除く。)にある船舶等に対し、
月 日 時 分、次のとおり指導する。

- 1 一般船舶は、係留索の補強、又は必要に応じ、安全な海域に避難する。
- 2 着岸中の総トン数500トン以上の船舶は、必要に応じて、直ちに運航できるように準備する。
- 3 小型船等(漁船、プレジャーボート、観光船等)は、係留索の補強、陸揚げ固縛、又は必要に応じ、安全な海域に避難する。
- 4 工事作業現場等においては、速やかに中止できる態勢とし、風浪により流出の恐れがある物件の固縛、陸揚げ、移動その他荒天準備をし、工事作業船は必要に応じ、安全な海域へ避難する。
- 5 荷役作業は、速やかに中止できる態勢とし、一般船舶のとりべき措置を行う。

第二態勢(勧告)[対象:仙崎港]

関係各位

仙崎海上保安部長

「台風○号の接近」又は「下関气象台から暴風警報が発表されたこと」
に伴い、港則法第39条第4項及び第45条の規定に基づき、
仙崎港内にある船舶等に対し、 月 日 時 分、次のとおり勧告する。

- 1 船舶は、荒天準備を完了させ嚴重な警戒態勢をとること。
- 2 原則として着岸中の総トン数500トン以上の船舶は、直ちに安全な海域へ避難する。
- 3 避難船舶については、錨泊後次の措置を執ること。
 - ・国際VHF(ch16)を常時聴取する等海上保安庁との連絡手段を確保する。
 - ・当直員(船橋当直、無線当直等)を配置する。
 - ・AIS搭載船舶はAISの常時作動を確認する。

第二態勢(指導)[対象:各漁港(仙崎港を除く。)]

関係各位

仙崎海上保安部長

「台風〇号の接近」又は「下関气象台から暴風警報が発表されたこと」
に伴い、長門市各漁港(仙崎港を除く。)にある船舶に対し
月 日 時 分、次のとおり指導する。

- 1 船舶は、荒天準備を完了させ嚴重な警戒態勢をとること。
- 2 原則として着岸中の総トン数500トン以上の船舶は、直ちに安全な海域へ避難する。
- 3 避難船舶については、錨泊後次の措置を執ること。
 - ・国際VHF(ch16)を常時聴取する等海上保安庁との連絡手段を確保する。
 - ・当直員(船橋当直、無線当直等)を配置する。
 - ・AIS搭載船舶はAISの常時作動を確認する。

第一態勢の解除[対象:仙崎港及びその他の漁港]
(台風○号関連)

関係各位

仙崎海上保安部長

台風○号の影響圏外となり、船舶及び船舶交通に与える影響がなくなったため、

月 日 時 分第一態勢を解除する。

なお、船舶の運航、荷役等の作業については、引き続き台風通過後の吹き返し、突風等に十分注意すること。

第○態勢の解除[対象:仙崎港及びその他の漁港]
(発達した低気圧関連)

関係各位

仙崎海上保安部長

下関气象台から暴風警報解除が発表され、船舶及び船舶交通に与える影響がなくなったため、
月 日 時 分 第○態勢を解除する。
なお、船舶の運航、荷役等の作業については、引き続き気象情報等に十分注意すること。

第二態勢→第一態勢[対象:仙崎港及びその他の漁港]
(台風○号関連)

関係各位

仙崎海上保安部長

台風○号は暴風域の圏外となったため 月 日 時 分 第二態勢を解除し、第一態勢とする。

第一態勢（「津波注意」態勢）（勧告・指導）[対象：仙崎港]

関係各位

仙崎海上保安部長

気象庁から津波注意報が発表されたため、港則法第39条第4項及び第45条の規定に基づき、仙崎港にある船舶に対し 月 日 時 分、第一態勢（「津波注意」態勢）を発出し次のとおり勧告する。
 なお、「陸上避難」は仙崎海上保安部長からの指導とする。

港内着岸船		小型船	錨泊船 浮標係留船 (大型船、中型船 (漁船を含む))	航行船(小型船は錨泊船も同様)	
大型船、中型船(漁船を含む)	一般船舶 (荷役・作業船を含む)			大型船、中型船 (漁船を含む)	小型船 (プレジャーボート、 小型漁船等)
危険物積載船舶	一般船舶 (荷役・作業船を含む)	(プレジャーボート、 小型漁船等)			
荷役・作業中止 係留避泊 又は港外退避	荷役・作業中止 資機材の流出防止措置のうえ 係留避泊 又は港外退避	係留強化のうえ陸上避難 ※ 小型船でも十分津波に対応できる 海域が港外に存在し、かつ、避難 する時間的余裕がある場合は港外 退避でも可	作業中止 港内避泊 (場合によっては港 外退避)	港外退避	着岸し係留強化のうえ 陸上避難 ※ 小型船でも十分津 波に対応できる海域が 港外に存在し、かつ、 避難する時間的余裕 がある場合は港外退避 でも可

※ 船長は、船舶、岸壁、海域等の状態を勘案し、適宜・適切な処置をとるものとする。

- ・津波来襲までの時間的余裕(有): 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)が有る場合
- ・津波来襲までの時間的余裕(無): 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)が無い場合
- ・小型船: プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶(造船所での陸揚げは含まない)をいう。
- ・陸上避難: 船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を執る。
- ・港外退避: 港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する(港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊(港外にある小型船を除く。))。
- ・港内避泊: 港内において漂泊又は錨泊し、錨、機関、スラスターにより津波に対抗する。
- ・係留避泊: 係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する(陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることを考慮する。)

第一態勢（「津波注意」態勢）（指導）〔対象：各漁港（仙崎港を除く。）及び港外〕

関係各位

仙崎海上保安部長

気象庁から津波注意報が発表されたため、各漁港（仙崎港を除く。）及び港外にある船舶に対し 月 日 時 分 第一態勢（「津波注意」態勢）を発生し次のとおり指導する。

港内着岸船		小型船 (プレジャーボート、 小型漁船等)	錨泊船 浮標係留船 (大型船、中型 船(漁船を含 む))	航行船(小型船は錨泊船も同様)		
大型船、中型船(漁船を含む)	一般船舶 (荷役・作業船を含む)			大型船、中型船 (漁船を含む)	小型船 (港内在船) (プレジャーボート、 小型漁船等)	小型船 (港外在船) (プレジャーボート、 小型漁船等)
危険物積載船舶	荷役・作業中止 係留避泊 又は港外退避	荷役・作業中止 資機材の流出防止措置のうえ 係留避泊 又は港外退避	係留強化のうえ陸上避難 ※ 小型船でも十分津波に対応 できる海域が港外に存在し、か つ、避難する時間的余裕がある 場合は港外退避でも可	作業中止 港内避泊 (場合によつて は港外退避)	港外退避	着岸し係留強化 のうえ陸上避難 ※ 小型船でも 十分津波に対応 できる海域が港 外に存在し、か つ、避難する時 間的余裕がある 場合は港外退避 でも可

- ※ 船長は、船舶、岸壁、海域等の状態を勘案し、適宜・適切な処置をとるものとする。
- ・津波来襲までの時間的余裕(有)：大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)が有る場合
- ・津波来襲までの時間的余裕(無)：大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)が無い場合
- ・小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶(造船所での陸揚げは含まない)をいう。
- ・陸上避難：船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を執る。
- ・港外退避：港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する(港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊(港外にある小型船を除く。))。
- ・港内避泊：港内において漂泊又は錨泊し、錨、機関、スラスターにより津波に対抗する。
- ・係留避泊：係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する(陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることを考慮する。)

第二態勢（「津波警報」態勢）（勸告・指導）[対象：仙崎港]

関係各位

仙崎海上保安部長

気象庁から津波警報が発表されたため、港則法第39条第4項及び第45条の規定に基づき、仙崎港にある船舶に対し 月 日 時 分、第二態勢（「津波警報」態勢）を発出し次のとおり勸告する。

なお、「陸上避難」は仙崎海上保安部長からの指導とする。

港内着岸船		小型船 (プレジャーボート、 小型漁船等)	錨泊船 浮標係留船 (大型船、中型船 (漁船を含む))	航行船(小型船は錨泊船も同様)	
大型船、中型船(漁船を含む)	一般船舶 (荷役・作業船を含む)			大型船、中型船 (漁船を含む)	小型船 (プレジャーボート、 小型漁船等)
危険物積載船舶	荷役・作業中止 津波来襲までの時間的余裕 無:係留避泊 又は陸上避難 有:港外退避	荷役・作業中止 津波来襲までの時間的余裕 無:係留避泊 又は陸上避難 有:港外退避 又は資機材の流出防止措置のうえ 係留避泊	津波来襲までの時間的余裕 無:陸上避難 有:係留強化 のうえ陸上避難 ※ 小型船でも十分津波に対応できる 海域が港外に存在し、かつ、避難 する時間的余裕がある場合は港外 退避でも可	作業中止 津波来襲までの時間的余裕 無:港内避泊 有:港外退避	津波来襲までの時間的余裕 無:港内避泊 有:港外退避

- ※ 船長は、船舶、岸壁、海域等の状態を勘案し、適宜・適切な処置をとるものとする。
- ・津波来襲までの時間的余裕(有):大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)が有る場合
 - ・津波来襲までの時間的余裕(無):大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)が無い場合
 - ・小型船:プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶(造船所での陸揚げは含まない)をいう。
 - ・陸上避難:船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を執る。
 - ・港外退避:港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する(港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊(港外にある小型船を除く。))。
 - ・港内避泊:港内において漂泊又は錨泊し、錨、機関、スラスターにより津波に対抗する。
 - ・係留避泊:係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する(陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることを考慮する。)

第二態勢（「津波警報」態勢）（指導）[対象：各漁港（仙崎港を除く。）及び港外]

関係各位

仙崎海上保安部長

気象庁から津波警報が発表されたため、各漁港（仙崎港を除く。）及び港外にある船舶に対し 月 日 時 分第二警戒態勢（「津波警報」態勢）を発出し次のとおり指導する。

港内着岸船		小型船	錨泊船 浮標係留船 （大型船、中型船 （漁船を含む））	航行船（小型船は錨泊船も同様）		
大型船、中型船（漁船を含む）	一般船舶 （荷役・作業船を含む）			大型船、中型船 （漁船を含む）	小型船 （港内在船） （プレジャーボート、 小型漁船等）	小型船 （港外在船） （プレジャーボート、 小型漁船等）
危険物積載船舶	荷役・作業中止 津波来襲までの時間的余裕 無：係留避泊 又は陸上避難 有：港外退避	（プレジャーボート、 小型漁船等）	作業中止 津波来襲までの時間的余裕 無：港内避泊 有：港外退避	津波来襲までの時間的余裕 無：着岸し陸上 避難避難又は港 内避泊 有：着岸し係留 強化のうえ陸上 避難 ※ 小型船でも 十分津波に対応 できる海域が港 外に存在し、か つ、避難する時 間的余裕がある 場合は港外退避 でも可	操作・遊漁中止 津波来襲までの時間的 余裕 無：着岸し陸上避難又は 港外退避 有：着岸し係留強化のう え陸上避難	

- ※ 船長は、船舶、岸壁、海域等の状態を勘案し、適宜・適切な処置をとるものとする。
- ・津波来襲までの時間的余裕（有）：大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が有る場合
- ・津波来襲までの時間的余裕（無）：大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合
- ・小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。
- ・陸上避難：船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を執る。
- ・港外退避：港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する（港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊（港外にある小型船を除く。））。
- ・港内避泊：港内において漂泊又は錨泊し、錨、機関、スラスターにより津波に対抗する。
- ・係留避泊：係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する（陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることを考慮する。）。

第二態勢(「大津波警報」態勢)(勸告・指導)[対象:仙崎港]

関係各位

仙崎海上保安部長

気象庁から大津波警報が発表されたため、港則法第39条第4項及び第45条の規定に基づき、仙崎港にある船舶に対し 月 日 時 分、第二態勢(「大津波警報」態勢)を発出し次のおり勸告する。
 なお、「陸上避難」は仙崎海上保安部長からの指導とする。

港内着岸船		小型船 (プレジャーボート、 小型漁船等)	錨泊船 浮標係留船 (大型船、中型船 (漁船を含む))	航行船(小型船は錨泊船も同様)	
大型船、中型船(漁船を含む)	一般船舶 (荷役・作業船を含む)			大型船、中型船 (漁船を含む)	小型船 (プレジャーボート、 小型漁船等)
危険物積載船舶	荷役・作業中止 津波来襲までの時間的余裕 無:係留避泊又は陸上避難 有:港外退避	荷役・作業中止 津波来襲までの時間的余裕 無:係留避泊 又は陸上避難 有:港外退避	津波来襲までの時間的余裕 無:陸上避難 有:係留強化のうえ陸上避難 ※ 小型船でも十分津波に対応できる 海域が港外に存在し、かつ、避難 する時間的余裕がある場合は港外 退避でも可	作業中止 津波来襲までの時間的余裕 無:港内避泊 有:港外退避	津波来襲までの時間的余裕 無:港内避泊 有:港外退避 ※ 小型船でも十分津波に対応できる 海域が港外に存在し、かつ、 避難する時間的余裕がある場合は港外 退避でも可

- ※ 船長は、船舶、岸壁、海域等の状態を勘案し、適宜・適切な処置をとるものとする。
- ・津波来襲までの時間的余裕(有): 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)が有る場合
 - ・津波来襲までの時間的余裕(無): 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)が無い場合
 - ・小型船:プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶(造船所での陸揚げは含まない)をいう。
 - ・陸上避難:船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を執る。
 - ・港外退避:港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する(港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊(港外にある小型船を除く。))。
 - ・港内避泊:港内において漂泊又は錨泊し、錨、機関、スラスタにより津波に対抗する。
 - ・係留避泊:係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する(陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることを考慮する。))。

第二態勢（「大津波警報」態勢）（指導）[対象：各漁港（仙崎港を除く。）及び港外]

関係各位

仙崎海上保安部長

気象庁から津波警報が発表されたため、各漁港（仙崎港を除く。）及び港外にある船舶に対し 月 日 時 分第二態勢（「大津波警報」態勢）を発出し次のとおり指導する。

港内着岸船		小型船	錨泊船 浮標係留船 （大型船、中型船 （漁船を含む））	航行船（小型船は錨泊船も同様）		
大型船、中型船（漁船を含む）	一般船舶 （荷役・作業船を含む）			大型船、中型船 （漁船を含む）	小型船 （港内在船） （プレジャーボート、 小型漁船等）	小型船 （港外在船） （プレジャーボート、 小型漁船等）
危険物積載船舶	一般船舶 （荷役・作業船を含む）	（プレジャーボート、 小型漁船等）				
荷役・作業中止 津波来襲までの時間的余裕 無：係留避泊又は 陸上避難 有：港外退避	荷役・作業中止 津波来襲までの時間的余裕 無：係留避泊 又は陸上避難 有：港外退避	津波来襲までの時間的余裕 無：陸上避難 有：係留強化 のうえ陸上避難 ※ 小型船でも十分津波に対応 できる海域が港外に存在し、かつ、 避難する時間的余裕がある 場合は港外退避でも可	作業中止 津波来襲までの 時間的余裕 無：港内避泊 有：港外退避	津波来襲までの 時間的余裕 無：港内避泊 有：港外退避	津波来襲までの 時間的余裕 無：着岸し陸上 避難又は港内避 泊 有：着岸し係留 強化のうえ陸上 避難 ※ 小型船でも 十分津波に対応 できる海域が港 外に存在し、かつ、 避難する時間 的余裕がある 場合は港外退避 でも可	操作・遊漁中止 津波来襲までの時間的 余裕 無：着岸し陸上避難又は 港外退避 有：着岸し係留強化のう え陸上避難

- ※ 船長は、船舶、岸壁、海域等の状態を勘案し、適宜・適切な処置をとるものとする。
- ・津波来襲までの時間的余裕（有）：大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が有る場合
 - ・津波来襲までの時間的余裕（無）：大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合
 - ・小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。
 - ・陸上避難：船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を執る。
 - ・港外退避：港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する（港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊（港外にある小型船を除く。））。
 - ・港内避泊：港内において漂泊又は錨泊し、錨、機関、スラスターにより津波に対抗する。
 - ・係留避泊：係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する（陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることを考慮する。）。

態勢の解除

関係各位

仙崎海上保安部長

気象庁から発表されていた津波注意報、津波警報、大津波警報が解除されたため、 月 日 時 分 態勢を解除する